

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和29年4月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月16日から同年4月6日まで

自身の年金記録を確認するため、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社C工場に勤務した厚生年金保険被保険者期間が判明した。

国（厚生労働省）の記録では、A社C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和29年2月16日となっているが、当時、一緒に同工場に出稼ぎに行き、一緒に帰ってきた同僚の厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年4月6日となっているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒にA社C工場に出稼ぎに行き、一緒に帰ってきたとする同僚は、「申立人と一緒に、D地方からE地方に帰ってきた。申立人が途中でE地方に帰ったこともないし、働いていた期間中は、勤務形態及び業務内容等に変更は無かった。」と証言しているところ、上記同僚は、同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和29年4月6日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる。

また、申立人は、上記同僚以外に、一緒にA社C工場に出稼ぎに行き、一緒に帰ってきたとする同僚3人の氏名を挙げているところ、当該3人のうち1人は、「申立人とは同じ寮の部屋だった。原料の加工の仕事をしていて、申立人と仕事内容や勤務形態は同じだった。申立人と一緒にE地方に帰ってきたかは、

ほかにも何人もいたので分からない。」と証言している上、同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、当該3人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、いずれも昭和29年4月5日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社C工場に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る昭和29年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から平成4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から平成4年5月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。その後、「ねんきん定期便」が送付されたのを契機として、改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、前回と同様の回答を受け取った。

申立期間当時、私は医大生であったが、国民年金の加入手続は、自身又は父がA市役所において行い、保険料についても、苦しい経済状況の中、自身又は父が納付したと記憶している。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、戸籍の附票により、申立期間のうち昭和61年4月から平成4年3月までの間、在籍する大学のあるB市に住民登録していたことが確認できるものの、申立人は、B市役所において国民年金の住所変更手続を行ったかどうか不確かであるとしている上、納付場所、納付方法等の記憶も曖昧である。

また、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっている上、申立人の母に聴取しても、国民年金の加入手続及び保険料納付の具体的状況は不明であるとしている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により平成6年4月頃に払い出されたものと推認でき、申立期間は、国民年金の未加入期

間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入期間であることが分かり、社会保険事務所（当時）に相談したものの、領収書等が無かったため記録訂正されなかった。その後、「ねんきん定期便」が送付されたのを契機として、改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金に関する手続及び保険料納付は全て夫が行ってくれたが、夫は、申立期間について、資格喪失の手続を行った記憶は無いとしている。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に関する手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これら全てを行ったとしているその夫は、申立人の昭和61年4月1日の第3号被保険者の資格取得については明確な記憶が無いことから、申立人の夫の記憶には曖昧な点が見受けられる。

また、A市役所作成の国民年金被保険者名簿には、申立人の資格喪失年月日が「昭和59年1月5日」と記載されている上、申立期間は、任意加入の対象となる期間であることから、資格喪失手続が行われることは不自然ではない。

さらに、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から60年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から60年8月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録及び保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間当時、私は専門学校生であったため、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していなかったが、母の説明によると、父が国民年金の加入手続をA市役所において行い、申立期間の保険料は申請免除を受けていたはずであり、時期は忘れたものの、申立期間の保険料について納付勧奨があったので、母が15万円ないし18万円ぐらいの金額を一括納付したとのことである。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父は既に亡くなっているため、加入手続の具体的状況が不明である。

また、申立人の母に聴取したものの、申立人に係る国民年金の加入手続の時期及び申立期間に係る保険料の一括納付の時期を記憶していない上、納付場所の記憶も曖昧である。

さらに、申立人は、戸籍の附票により、申立期間のうち昭和58年4月から60年1月までの間、B県C区に住民登録していたことが確認できるものの、申立人は、国民年金の住所変更手続及び申請免除の手続を同区役所において行

った記憶は無いとしている。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和63年3月頃に払い出されたものと推認でき、この時点では、制度上、申立期間に遡及して申請免除の手続を行うことができない上、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

その上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月20日から41年秋頃まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、改めて年金事務所に照会したところ、やはり申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

国（厚生労働省）の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和38年9月20日となっているが、私は、同社に41年秋頃まで勤務していたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間も、引き続きA社に勤務していた。」としているが、A社は既に解散しており、当時の事業主も亡くなっている上、オンライン記録から、申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる従業員に照会したところ、回答が得られた10人のうち8人は、「申立人のことは知らない」、又は「自分が勤務していたときに、申立人は勤務していなかった。」と証言し、残りの2人からも、申立人が申立期間当時も勤務していたことをうかがわせる証言が得られなかったことから、申立人が、申立期間も引き続き同社に勤務していたことを確認することはできない。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 1277 (事案 138 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 53 年 2 月 1 日まで

年金記録確認第三者委員会に対して、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを行ったが、記録の訂正は認められないという回答を受け取った。

今回、申立期間当時、A社で一緒に勤務した元上司及び元同僚の氏名を思い出したことに加え、私が、同社に勤務していたことを証明する新たな資料が見つかったので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初の申立てに係る調査において、当時の同僚の証言及び申立人から提出された資料から、A社に何らかの形で就業し、同社から金銭の支払いを受けていたことは確認することができるものの、申立人には申立期間における雇用保険の被保険者記録が無く、申立人から提出された資料では、同社からの申立人への金銭の支払期日及び金額が一定していない上、申立人自身も諸経費を立替払いし同社に請求していたとしていることから、申立人と同社との間に社会保険の加入要件を満たす雇用関係があったと推認することはできないこと、申立期間において同社には、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出機会が8回あったが、申立人が厚生年金保険の被保険者となっていないことに気付かぬまま申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除し続けていたとは考え難く、同社は何らかの理由により申立人を厚生年金保険に加入させず、支給する金銭から保険料は控除していなかったと推認されることなどにより、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として、昭和 50 年 11 月 10 日に B 商工会議所 C 支所が主催した第 26 回永年勤続模範従業員表彰式の表彰者名簿及び A 社勤続満 5 年の表彰状を提出し、併せて、申立期間当時、同社と一緒に勤務した元上司及び元同僚の氏名を思い出したとして再申立てを行っているところ、提出された上記資料、並びに当該元上司及び当該元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間のうち、いずれかの期間において、同社に就業していたことはいかがえるが、当該元上司は、「当時、申立人の雇用形態は今のようによく整理されておらず、半分請負で、半分従業員というようなものだったと記憶している。」と証言していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 1 月から 22 年 5 月 15 日まで
② 昭和 25 年 9 月 21 日から 26 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 1 月末まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

いずれの申立期間中も、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「実家であるA事業所B配給所に勤務していたことは当時の同僚も証言している。」と申し立てている。

しかしながら、オンライン記録から、「A事業所B配給所」という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない上、A事業所C出張所の同僚は、「申立人の実家がA事業所C出張所の配給所となっており、申立人が、実家で家業を手伝っていたことは記憶しているが、職員であったかどうかは分からない。」と証言している。

また、申立人が「A事業所B配給所」の事業主であったとするその父は既に亡くなっている上、A事業所の事業を継承したD社は、「申立人に係る当時の資料は、その資格取得年月日欄に『二二. 五. 一五』と記載されている被保険者一覧だけであり、それ以外の資料は保管していない。」と回答していることから、申立期間①当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、年金事務所が保管するA事業所C出張所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿からは申立人の氏名は確認できず、その父につい

ては、昭和19年6月1日から25年9月21日までの期間、上記同僚については、21年6月1日から23年1月31日までの期間、それぞれ当該事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、A事業所C出張所は、19年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち同年5月31日以前の期間については適用事業所ではなかったことが確認できる上、年金事務所が保管するE事業所C支所（昭和23年2月20日にA事業所C出張所から名称変更）に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日（22年5月15日）が確認でき、喪失日（25年9月21日）についても同名簿により確認できるところ、上述のとおりD社が保管する被保険者一覧には、申立人の資格取得年月日欄に「二二．五．一五」と記載されており、当該被保険者名簿と取得日が一致していることが確認できることから、申立人のA事業所C出張所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、22年5月15日であると推認でき、かつ、当該取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致している。

- 2 申立期間②について、申立人は、「F事業所B配給所は、その後、G事業所B配給所と名称は変わったが、申立期間②も引き続き実家の家業を手伝っていた。」と申し立てしているところ、オンライン記録から「F事業所B配給所」という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できないが、E事業所C支所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、上述のとおり、申立人は、申立期間②の直前まで厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、申立期間②も引き続き同事業所に勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、D社が保管する上記被保険者一覧には、申立期間②に係る申立人の記載は確認できないところ、同社は、「名簿以外に資料は保管していないことから、申立人が申立期間②当時も勤務していたかどうかは不明である。」と回答していることから、申立期間②当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、E事業所C支所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間②当時、当該事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の元従業員に照会したところ、いずれの元従業員からも、申立人が申立期間②当時に当該事業所において勤務していたことをうかがわせる証言は得られなかった上、申立人の父は既に亡くなっており、申立期間②当時に一緒に勤務したとして申立人が氏名を挙げた同僚の二人は、既に亡くなっているか高齢により照会することができない。

さらに、E事業所C支所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人の父及び上記同僚の二人はいずれも、申立人が当該事業所に

において厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和25年9月21日と同日に同資格を喪失していることが確認できる上、オンライン記録から、申立期間②において厚生年金保険に加入していることが確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「H事業所B配給所に勤務していた。」としているが、オンライン記録において、「H事業所B配給所」という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない上、I県J郡K村（現在は、L市）を管轄する法務局は、「G事業所B配給所という名称の事業所に係る商業登記簿は確認できない。」と回答している。

一方、オンライン記録から、申立人は、申立期間③の直前の昭和26年4月1日までM組合で厚生年金保険に加入していることが確認できる上、当該事業所に係る商業登記簿から、申立人が同組合が解散する34年9月10日まで理事をしていたことが確認できる。

しかしながら、M組合に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和26年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人の父は既に亡くなっており、申立期間③当時に一緒に勤務したとして申立人が氏名を挙げた元同僚も既に亡くなっているか、その所在が確認できず照会することができないことから、申立期間③当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

- 4 申立人は、いずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。